青色防犯パトロール車の活動における注意事項

- 青色回転灯等は自動車の屋根に 1 個又は1体のみ装備(マグネット等による着脱容易な取付けも可能)として使用すること。
- 使用する青色回転灯等は、回転式の構造又は光源が点滅する構造のものであること。
- 自主防犯パトロール中以外では青色回転灯等を点灯させないこと。(だたし、届出済みのデモンストレーション活動等の場合は点灯できる)
- 自動車の車体に、団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示する こと。
- 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、標章を自動車の後方から見えるように 掲示すること。
- 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロール実施者証を携行すること。
- 申請書に記載した実施地域以外では、青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと。
- 原則として週1回以上の活動があること。
- 配達や通勤その他の業務を兼ねて、青色防犯パトロールを行わないこと。